

日本信頼性学会「論文」投稿規定

1. 論文掲載の目的

信頼性全般に関する理論ならびに応用の進歩発展をはかり、もって学術、産業の発展に寄与するために、会員の独創的な研究成果を公表することを目的として、学会誌「信頼性」に論文を掲載する。

2. 論文投稿者の資格

著者のうち少なくとも1名は、日本信頼性学会の名誉会員、正会員、賛助会員の団体・組織に正式に所属するもの、または学生会員であること。理事会、編集委員会、論文審査委員会が招待した原著論文の著者はこの限りではない。

3. 投稿論文の区分

信頼性、保全性、安全性またはそれらの管理に関して、次のいずれかに分類される研究論文で他の学術刊行物に未発表のもの。論文受付後、著者からの申し出による投稿区分の変更は認めない。

1) 原著論文

- (1) 理論上もしくは応用上の独創的な内容を含み、実際の部品、機器、システム等の信頼性向上に寄与する論文。
- (2) 実験、実施、調査など実証的方法により得られた新しい事実、知見などを含む事例論文。
- (3) 現場で役立つ手法や新しい技術、現場における改善・改良や創意工夫を記述した技術論文。
- (4) 信頼性の各種分野で多くの従来研究をサーベイし、最先端の研究も含み、総合的に学問体系を論述し、その分野の展望を与える総合報告論文。
- (5) 従来法等に関しての新しい見方、体系化、新しい知見、応用方法の提案を行う応用論文。
- (6) 会員へのサービスを基本とし、理事会、編集委員会、論文審査委員会が招待した原著論文。

2) ショートノート

会員への速報または資料として役立つことを目的とした研究速報。

3) ケーススタディ

会員への実践資料として役立つ事を目的とした事例報告（註：新規性・普遍性よりも有用性に重きを置く）。

なお、当学会のショートノート、ケーススタディとして既に発表した内容を含む原稿でも、新たな知見が加味されて新規性、有効性、普遍性が確保されるように再構成を行った場合には、原著論文として投稿を受け付ける。

4. 論文の作成

論文の作成に関してはホームページ上に掲載されている執筆要項を参照すること。

5. 論文の審査および採否

1) 審査規定

投稿された原著論文は2名以上の審査員によって審査され、その採否は審査結果に基づき論文審査委員会により決定される。ただし、ショートノート及びケーススタディは1名以上の審査員によって審査される。

2) 審査基準

信頼性学会では論文の新規性、有効性、普遍性を高く評価する。証明や実験、論述の正確さも必要であるが、それだけでは十分ではない。

3) 採否の通知

論文審査委員会は論文の採否が決定した後、すみやかに著者に通知する。採否の判定には以下の4つがある。

- ① 採択
- ② 審査員の意見通りに改めれば採択可
- ③ 著者修正後再審査が必要
- ④ 返戻

なお、判定の如何に関わらず投稿された論文は著者に返却しない。

4) 審査期間

論文の審査期間は2ヶ月を目標とする。2ヶ月を超えて審査結果の通知が無い場合には著者は事務局に問い合わせることができる。

5) 再提出の手続き

②または③の判定を受けた論文は、論文審査報告書の指摘事項に従って修正を行い、3ヵ月以内に再提出し改めて審査を受ける。3ヵ月を越えたら新規投稿扱いとなる。再提出時には、論文審査報告書で述べられた審査員からの意見に対する回答文を必ず添付する。原則として再提出は2回を限度とし、それまでに①または②の判定を受けられなかった場合には返戻とする。なお、再提出時に論文タイトルを変更する場合には、回答文中にその旨を必ず明記する。

6) 著者の記載について

著者変更は原則として認めない。ただし、③の判定を受けた原稿の修正過程において著者の増減や順序変更が必要になった場合には、原稿の再提出時に理由書の添付をもって申し出ることができる。論文審査委員会が理由書の内容を妥当と判断した場合にはこれを認める。採択決定後の著者変更は認めない。また、著者人数が5人以上となる場合、論文の内容によってはそれぞれの著者の役割分担を明記した文書の提出を要求することがある。

7) 投稿の取り下げ

最終判定までの段階において投稿を取り下げる場合は、著者は自身の判断による投稿の取り下げ理由を記し、著者全員の合意を確認できる書面をもって申し出なければならない。なお、採択決定後は、原則として取り下げを認めない。

8) 再投稿

④と判定された論文を修正したもの、あるいは③の判定を受けながら自ら取り下げた論文を修正したものは再投稿できる。前回の審査結果が参照されることを希望する場合は、投稿論文表紙に前論文の論文番号を記入すること。

9) 論文投稿の注意点

(1) 参考文献の写しの提出を要求することがある。

(2) 過去に審査付論文を作成した経験がないなど論文執筆に不慣れである場合には、身近にいる大学教員など適切な人物に事前にチェックしてもらうことを薦める。また、審査員・論文審査委員会との意見のすれ違いが起きないように、改訂原稿の提出、一度返戻となった論文の再投稿、ページ数の制限を越えている場合、投稿区分の判断に迷っている場合などには、その内容を説明する文書を添付することが重要である。特に改訂原稿の提出の際には、審査員が作成した審査報告書の意見1つ1つについて論文のどの箇所をどのように改訂したのかが分かる資料を添付する必要がある。ただし、審査意見の中には論文の内容を誤解しているものもあるため、その場合は誤解が生じないように論文の記述を修正した上で、意見通り改めなかった理由をはっきり示すことも必要である。

6. 論文の掲載と別刷

採択された論文は、学会誌「信頼性」に掲載される。掲載順序は原則として、受付順とする。著者は採択決定後、別刷を最低50部購入する。別刷代は別表にて定める。ただし、理事会、編集委員会、論文審査委員会が招待した原著論文に関しては購入の義務はないが、希望する場合は購入できる。

なお、非会員の場合は別刷の購入部数に関係なく事務手数料36,000円が必要になるが、信頼性学会が協賛・後援する学会やシンポジウム等で発表した論文については、原則正会員の場合と同様に扱う。

7. 著作権

学会誌に掲載された論文などの著作権（著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）は本学会に属する。ただし、著者が自分の論文などを複製、転載などの形で利用することは自由である。この場合、著者はその旨を本学会に書面をもって通知し、掲載先には出典を明記すること。

8. 投稿に関する問合せ及び原稿の送付

原稿に関する問合せ及び原稿の送付先は、下記宛とする。

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 1-2-1 一般財団法人日本科学技術連盟内

日本信頼性学会「論文審査委員会」 電話：03-5378-9853 FAX：03-5378-9842

E-mail：reaj@juse.or.jp

(2009年6月25日一部改訂)

(2012年4月1日一部改訂)

(2013年10月25日一部改訂)

(2013年11月7日一部改定)

(2015年5月13日一部改定)